

令和6年度 毎月検査（水質基準項目）の検査項目及び検査頻度

No.	水 質 基 準 項 目	基 準 値 (mg/ℓ)	検 査 頻 度 (回/年)				
			三 条 地 区		栄地区	下 田 地 区	
			大崎浄 水場系	企業団 受水系	企業団 受水系	遅場浄 水場系	企業団 受水系
			給水栓水	給水栓水	給水栓水	給水栓水	給水栓水
			1箇所	2箇所	3箇所	1箇所	2箇所
1	一般細菌	1mℓ中100CFU以下	12	24	24	12	12
2	大腸菌	検出されないこと	12	24	24	12	12
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	4	8	8	4	4
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	4	8	8	4	4
5	セレン及びその化合物	0.01以下	4	8	8	4	4
6	鉛及びその化合物	0.01以下	4	8	8	4	4
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	4	8	8	4	4
8	六価クロム化合物	0.02以下	4	8	8	4	4
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	4	8	8	4	4
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	4	8	8	4	4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	4	8	8	4	4
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	4	8	8	4	4
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	4	8	8	4	4
14	四塩化炭素	0.002以下	4	8	8	4	4
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	4	8	8	4	4
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	4	8	8	4	4
17	ジクロロメタン	0.02以下	4	8	8	4	4
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	4	8	8	4	4
19	トリクロロエチレン	0.01以下	4	8	8	4	4
20	ベンゼン	0.01以下	4	8	8	4	4
21	塩素酸	0.6以下	4	8	8	4	4
22	クロロ酢酸	0.02以下	4	8	8	4	4
23	クロロホルム	0.06以下	4	8	8	4	4
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	4	8	8	4	4
25	ジブromクロロメタン	0.1以下	4	8	8	4	4
26	臭素酸	0.01以下	4	8	8	4	4
27	総トリハロメタン	0.1以下	4	8	8	4	4
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	4	8	8	4	4
29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	4	8	8	4	4
30	ブロモホルム	0.09以下	4	8	8	4	4
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	4	8	8	4	4
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	4	8	8	4	4
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	4	8	8	4	4
34	鉄及びその化合物	0.3以下	4	8	8	4	4
35	銅及びその化合物	1.0以下	4	8	8	4	4
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	4	8	8	4	4
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	4	8	8	4	4
38	塩化物イオン	200以下	12	24	24	12	12
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300以下	4	8	8	4	4
40	蒸発残留物	500以下	4	8	8	4	4
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	4	8	8	4	4
42	ジェオスミン	0.00001以下	4	8	8	4	4
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	4	8	8	4	4
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	4	8	8	4	4
45	フェノール類	0.005以下	4	8	8	4	4
46	有機物（TOC）	3以下	12	24	24	12	12
47	pH値	5.8以上8.6以下	12	24	24	12	12
48	味	異常でないこと	12	24	24	12	12
49	臭気	異常でないこと	12	24	24	12	12
50	色度	5度以下	12	24	24	12	12
51	濁度	2度以下	12	24	24	12	12

令和6年度 独自検査（水質基準項目）の検査項目及び検査頻度

No.	水 質 基 準 項 目	基 準 値 (mg/ℓ)	検 査 頻 度 (回/年)				
			三 条 地 区			下 田 地 区	
			大崎浄水場			遅場浄水場	
			原 水	原 水 (予備水源)	浄 水	原 水	浄 水
			1箇所	3箇所	2箇所	1箇所	1箇所
1	一般細菌	1mℓ中100 C F U以下	13	12	24	12	4
2	大腸菌	検出されないこと	13	12	24	12	4
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	2		8	1	1
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	2		8	1	1
5	セレン及びその化合物	0.01以下	2		8	1	1
6	鉛及びその化合物	0.01以下	2		8	1	1
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	2		8	1	1
8	六価クロム化合物	0.02以下	2		8	1	1
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	2		8	1	1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	2		8	1	1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	2		8	1	1
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	2		8	1	1
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	2		8	1	1
14	四塩化炭素	0.002以下	2		8	1	1
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	2		8	1	1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	2		8	1	1
17	ジクロロメタン	0.02以下	2		8	1	1
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	2		8	1	1
19	トリクロロエチレン	0.01以下	2		8	1	1
20	ベンゼン	0.01以下	2		8	1	1
21	塩素酸	0.6以下			8		1
22	クロロ酢酸	0.02以下			8		1
23	クロロホルム	0.06以下			8		1
24	ジクロロ酢酸	0.03以下			8		1
25	ジブromクロロメタン	0.1以下			8		1
26	臭素酸	0.01以下			8		1
27	総トリハロメタン	0.1以下			8		1
28	トリクロロ酢酸	0.03以下			8		1
29	ブromジクロロメタン	0.03以下			8		1
30	ブromホルム	0.09以下			8		1
31	ホルムアルデヒド	0.08以下			8		1
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	2		8	1	1
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	2		8	1	1
34	鉄及びその化合物	0.3以下	2		8	1	1
35	銅及びその化合物	1.0以下	2		8	1	1
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	2		8	1	1
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	2		8	1	1
38	塩化物イオン	200以下	13	12	24	12	4
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300以下	2		8	1	1
40	蒸発残留物	500以下	2		8	1	1
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	2		8	1	1
42	ジオスミン	0.00001以下	5		2	4	1
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	5		2	4	1
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	2		8	1	1
45	フェノール類	0.005以下	2		8	1	1
46	有機物（TOC）	3以下	13	12	24	12	4
47	pH値	5.8以上8.6以下	13	12	24	12	4
48	味	異常でないこと			24		4
49	臭気	異常でないこと	13	12	24	12	4
50	色度	5度以下	13	12	24	12	4
51	濁度	2度以下	13	12	24	12	4

(注) 大崎浄水場(原水)の検査については、信濃川・阿賀野川両水系水質協議会の共同調査も含みます。

令和 6 年度 独自検査（水質管理目標設定項目）の検査項目及び検査頻度

No.	水質管理目標設定項目	目 標 値 (mg/ℓ)	検 査 頻 度 (回/年)			備 考
			五十嵐川 河川水 1箇所	三条地区 給水栓水 1箇所	下田地区 給水栓水 1箇所	
1	アンチモン及びその化合物	0.02以下	1	1	1	
2	ウラン及びその化合物	0.002以下(P)	1	1	1	
3	ニッケル及びその化合物	0.02以下	1	1	1	
4	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	1	1	1	
5	トルエン	0.4以下	1	1	1	
6	フタル酸ジ (2-エチルヘキシル)	0.08以下	1	1	1	
7	亜塩素酸	0.6以下				二酸化塩素を使用していないため検査を省略
8	二酸化塩素	0.6以下				二酸化塩素を使用していないため検査を省略
9	ジクロロアセトニトリル	0.01以下(P)		1	1	
10	抱水クロラール	0.02以下(P)		1	1	
11	農薬類	検出値と目標値の比の和として、1以下	2			対象農薬 別表3 (2/2)
12	残留塩素	1以下				水質基準項目で実施
13	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	10以上、100以下	1			水質基準項目で実施
14	マンガン及びその化合物	0.01以下	1			水質基準項目で実施
15	遊離炭酸	20以下	1	1	1	
16	1,1,1-トリクロロエタン	0.3以下	1	1	1	
17	メチル-tert-ブチルエーテル (MTBE)	0.02以下	1	1	1	
18	有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	3以下				水質基準項目の有機物(TOCの量)の検査で代替できるため省略
19	臭気強度 (TON)	3以下		1	1	
20	蒸発残留物	30以上、200以下	1			水質基準項目で実施
21	濁度	1度以下	1			水質基準項目で実施
22	pH値	7.5程度	1			水質基準項目で実施
23	腐食性 (ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	1	1	1	
24	従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が2,000C P U以下(P)	1	1	1	
25	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	1	1	1	
26	アルミニウム及びその化合物	0.1以下	1			水質基準項目で実施
27	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	PFOS及びPFOAの量の和として、0.00005以下(P)	1	1	1	
①	アンモニア態窒素		1			
②	生物化学的酸素要求量 (BOD)		1			
③	浮遊物質 (SS)		1			
④	亜硝酸態窒素		1			
⑤	硝酸及び亜硝酸態窒素		1			

(注1) 水質管理目標設定項目の目標値欄の(P)は、暫定値を示す。

(注2) No.11 農薬類についての目標値は、各農薬の検出値と目標値との比の総和で、単位はありません。

(注3) ①～③は、県指導項目を示す。

(注4) 五十嵐川(河川水1箇所)の検査については、信濃川・阿賀野川両水系水質協議会の共同調査として行います。

令和 6 年度 水質管理目標設定項目中の農薬類『別表 3 (1/2) No.11』

No.	検 査 項 目	目 標 値 (mg/ℓ)	検 査 頻 度 (回/年)
			五十嵐川
			河川水 1 箇所
1	イソフェンホス	0.001	2
2	イソプロチオラン	0.3	2
3	イプフェンカルバゾン	0.002	2
4	MC P A	0.005	2
5	カズサホス	0.0006	2
6	カフェンストロール	0.008	2
7	キノクラミン (ACN)	0.005	2
8	グリホサート	2	2
9	グリホシネート	0.02	2
10	シアノホス (CYAP)	0.003	2
11	シハロホップブチル	0.006	2
12	ジクロベニル	0.03	2
13	シメコナゾール	0.02	2
14	ダイアジノン	0.003	2
15	ダイムロン	0.8	2
16	ダズメット、メタム及びメチルイソチオシアネート	0.01	2
17	テフリルトリオン	0.002	2
18	ピペロホス	0.0009	2
19	ピラクロニル	0.01	2
20	ピロキロン	0.05	2
21	フィプロニル	0.0005	2
22	フェントロチオン (MEP)	0.01	2
23	フェンチオン (MPP)	0.06	2
24	フェントラザミド	0.01	2
25	ブタクロール	0.03	2
26	プレチラクロール	0.05	2
27	プロベナゾール	0.03	2
28	プロモブチド	0.1	2
29	ベンタゾン	0.2	2
30	メトミノストロビン	0.04	2
31	モリネート	0.005	2
32	1,3-ジクロプロペン (D-D)	0.05	2
33	クロルニトロフェン	0.0001	2
34	クロルピクリン	0.003	2
35	シアントラニリプロール	—	2
36	ジノテフラン	0.6	2
37	ビリダフェンチオン	0.002	2
38	フェンキノトリオン	—	2
39	フラメトビル	0.02	2
40	ペントキサゾン	0.6	2

(注) 五十嵐川(河川水1箇所)の検査は、信濃川・阿賀野川両水系水質協議会の共同調査として行います。

令和6年度 独自検査（その他の項目）の検査項目及び検査頻度

No.	検 査 項 目	検査頻度（回／年）	
		三条地区	下田地区
		大崎浄水場	遅場浄水場
		原水1箇所	原水1箇所
1	クリプトスポリジウム	1	1
2	ジアルジア	1	1
3	大腸菌（クリプトスポリジウム指標菌）	4	4
4	嫌気性芽胞菌（クリプトスポリジウム指標菌）	4	4

令和6年度 法令検査（水質基準項目）の採水地点

《毎日検査》

No.	地 区 名	配 水 系 統	地 域 名
1	三条地区	大崎浄水場系	上須頃
2		企業団柳沢調整池系	井戸場
3		企業団吉田調整池系	直江町四丁目
4	栄地区	企業団吉田調整池系	鬼木新田
5		企業団吉野屋調整池系	戸口
6		企業団大面調整池系	千把野新田
7	下田地区	遅場浄水場系	牛野尾
8		企業団檜山調整池系	笠堀
9		企業団檜山調整池系	駒込
10		企業団檜山調整池系	下大浦
11		企業団飯田調整池系	曲谷
12		企業団飯田調整池系	中浦

（注） No.1～No.12は、毎日検査モニターによる検査です。

《毎月検査》

No.	地 区 名	配 水 系 統	地 域 名	給水栓採水地点
1	三条地区	大崎浄水場系	旭町二丁目	水道工務係現場事務所
2		企業団柳沢調整池系	代官島	代官島公民館
3		企業団吉田調整池系	西本成寺一丁目	本成寺保育園
4	栄地区	企業団吉田調整池系	尾崎	川通どれみ保育園
5		企業団吉野屋調整池系	東光寺	福多地区農業集落排水処理施設
6		企業団大面調整池系	帯織	あいあい保育園
7	下田地区	遅場浄水場系	牛野尾	F 宅
8		企業団檜山調整池系	荻堀	下田庁舎
9		企業団飯田調整池系	上谷地	上谷地集会所